

令和 6 年度

**第 2 2 期第 2 回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和 7 年 1 月 2 8 日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和7年1月28日(火) 午前10時00分から11時50分まで

場所 内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 議案1 三重県漁業調整規則の一部改正について
- 2 議案2 小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業（木曾三川しじみ貝けた網漁業））に関する許可又は起業の認可に関する取扱いの一部改正について
- 3 協議事項1 第五種共同漁業権に係る令和7年度目標増殖量の事前協議について
- 4 報告事項1 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（内水面）について
- 5 報告事項2 第20回全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会について
- 6 その他
(1) 次回の委員会日程等について

出席委員

大瀬 公 司	勝木 祥文	垣 外 昇	中本 恵二	井上 亜貴
西根 麻里	金 岩 稔	大 野 研	三谷 伸也	栗田 潤

欠席委員

なし

事務局

事務局長	小 林 智 彦
主幹	藤 原 正 嗣
主査	葛 西 学

行政

水産資源管理課
(漁業調整班)

班長	森田 和英
主幹兼係長	林 茂 幸
係長	程 川 和 宏
主任	福 田 遼

傍聴者

なし

計 17 名

○大瀬会長

ただ今から第 22 期第 2 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は、委員総数 10 名で全員が出席ですので委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、中本委員、井上委員にお願いします。本日の傍聴人はおられません。

それでは、議案 1 「三重県漁業調整規則の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1 の 1-1 ページをご覧ください。

議案 1 につきましては、令和 6 年 12 月 12 日付け、農林水第 24-4245 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

漁業法第 119 条第 8 項及び同法第 171 条第 4 項並びに水産資源保護法第 4 条第 7 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（林主幹兼係長）

1-1 ページが諮問書です。1-2 ページの三重県漁業調整規則改正（案）の概要をご覧ください。

今回の規則改正の内容は、第 1 要旨のとおり漁業法及び刑法等の改正に伴い、水産庁長官から都道府県漁業調整規則例の一部改正について通知がありましたので、これに対応するための形式的な改正であり、全国共通の改正です。

具体的には、同ページ中段からの第 2 改正理由と 1-4 ページと 1-5 ページの新旧対照表を併せてご覧ください。

まず、漁業法に関係する改正として、漁業法に衛星船位測定送信機等（VMS）の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等が新たに規定されました。

なお、当県の漁船では大臣許可漁業を得ている漁船に搭載されており、内水面で操業する漁船にこの規定が適用されることはないと考えています。

次に刑法に関連する改正は、刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 1 日から施行され、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑が創設されます。

このため、規則において「懲役」を「拘禁刑」に改めます。なお、この「懲役」を「拘禁刑」に改める改正は、現在「懲役」と記載されているすべての法律、条令、規則などで改正が必要となります。

最後は、文言の適正化で今回の規則改正にあわせ、若干の文言改正を行います。

1-3 ページ、第 4 今後の予定をご覧ください。規則の改正には当内水面漁場管理委員会

だけではなく、海区漁業調整委員会への諮問も必要です。海区漁業調整委員会には1月21日（火）に諮問させていただき答申を得ています。

今後当委員会から答申をいただきましたら、農林水産大臣への規則改正の認可申請を行い、4月から5月に公布をする予定です。

1-6ページに公布案、1-7ページと1-8ページに規則改正に関連する法の抜粋を添付していますので参考としてください。

説明は以上です。ご審議についてよろしくお願いいたします。

○大瀬会長

それでは、ただいま説明のありました議案1について、ご審議をお願いします。
何かご意見はございませんか。

○金岩委員

規則第55条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第56条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改めるが、「場合」や「とき」の使い分けが漁業者などには、わかりにくいではありませんか。

○水産資源管理課（林主幹兼係長）

水産庁と法令の専門機関とも協議済みの表現です。

○金岩委員

今回の規則改正において、何か三重県の独自色を出すことは出来ますか。

○水産資源管理課（林主幹兼係長）

今回の改正は、都道府県漁業調整規則例の一部改正に伴う形式的な改正であり、県の独自色を出すことは出来ません。

○大瀬会長

ほかにご意見はございませんか。

ないようでしたら、議案1につきまして、県原案どおりとしてよろしいでしょうか。

○委員

（異議なし）

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案1については、県原案どおりとされたい旨答申いたします。

続きまして、議案2「小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業（木曾三川しじみ貝けた網漁業））に関する許可又は起業の認可に関する取扱いの一部改正について」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料２の２-１ページをご覧ください。

令和７年１月１０日付け、農林水第２４-４２７１号で三重県知事から諮問書が提出されております。三重県漁業調整規則第５３条第２項の規定において準用する第１２条第３項及び第１６条第２項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（程川係長）

２-１ページに諮問書を添付しています。三重県漁業調整規則第５条に規定されている知事許可漁業、知事が許可する漁業につきましては、漁業毎に操業区域や漁業の時期を定めた制限処置、許可にあたっての条件や許可の有効期間を定めた許可又は起業の認可に関する取扱いを作成しています。今回その取扱いのうち、河川、内水面で行う「小型機船底びき網漁業に関する取扱い」を一部改正するにあたって、委員会のご意見を伺うものとなります。なお、この諮問は、今回初めてではなく例年この時期にご意見を伺っているものとなります。小型機船底びき網漁業がどのようなものなのか、少し説明をさせていただきます。２-８ページをご覧ください。漁具の図を三種類示してありますがこういった漁具を使用し底びきをして漁獲をするのが小型機船底びき網漁業になります。今回対象となる漁業は一番下の手繰第三種「けた（コの字型等をした鉄製の枠）」を有する底びき網を使用と書いてあるこの漁具を使ってしじみ等を獲る漁業となります。

２-９ページをご覧ください。操業区域の図を示してあります。基点１からアへ、基点２からイへ線を引いていますが、この線より上流の部分の木曽三川こちらが操業の区域となります。

２-２ページに戻っていただいて、内水面漁場管理委員会への諮問事項になります。内水面漁場管理委員会にご意見を伺う根拠となりますのが、三重県漁業調整規則第５３条第２項に、海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行うと規定されているからご意見を伺うものです。漁業調整規則の関係条文につきましては、２-３ページに抜粋を添付していますので参考にいただければと思います。

今回ご意見を伺う内容について、説明します。小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業（木曽三川しじみ貝けた網漁業））の許可の有効期間が令和７年３月３１日をもって満了となるため、引き続きこの漁業を営むことができるように、取扱いを一部改正するものです。

１つ目ですが、許可の期間が満了となるため、引き続きこの漁業を行うことができるようにするために許可申請者から申請を受け付ける必要があります。そのため、制限措置を定めるとともに申請すべき期間を設定する必要があります。漁業調整規則第１２条第３項で、知事は制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないと定められているため、ご意見を伺うものとなります。今回は申請すべき期間を設定すること、制限措置のうち許可等すべき隻数の変更を考

えています。

2つ目ですが、漁業調整規則第16条第1項で3年と定められている許可の有効期間をそれよりも短く1年と設定することについてご意見を伺うものとなります。それでは改正の内容について具体的にご説明させていただきます。

2-4ページをご覧ください。取扱いの新旧対照表です。変更点1つ目ですが1の取扱方針第6に定める規則第16条に規定する許可の有効期間についてですが、右側の旧ので、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなっているものを、左側の新に記載してありますように、令和7年4月1日から令和8年3月31日に更新を考えています。

許可の有効期間を1年とする理由は、この漁業の操業区域が木曾三川ということもあり、近隣県との調整、河川と内水面との漁業者間の協定といった調整事項が必要となりますのでこの漁業については従来から許可の有効期間は1年として運用してきており、特段変更する理由もございませんので、引き続き許可の有効期間は1年としたいと考えています。

2の取扱方針第4に定める規則第12条第1項に規定する許可または起業の認可を申請すべき期間ですが、現在の令和6年2月6日から同年3月5日となっているものを令和7年2月4日から同年3月3日までと変更したいと考えています。

4の取扱方針第3に定める、規則第12条第1項に規定する制限措置の部分ですが、表中の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきまして、現在77となっているものを73に変更しようと考えています。この隻数については、関係機関で組織されている木曾三川しじみ協議会での資源調査等の結果から現時点での許可数、実際には77であったものが、年内に3隻ほど廃業がありまして、新規を希望する方も含め73という数が現在の許可数となっていますので、この数で許可等すべき船舶等の数を設定したいと考えています。

2-6ページ、2-7ページには取扱いの全文を記載していますので、参考にいただければと思います。

説明については以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○大瀬会長

ありがとうございました。

ただいまの説明のありました議案2について、ご審議をお願いします。

なにか、ご意見はございませんか。

○金岩委員

今回の改正点ではないのですが、この方位線は何方位線ですか。

○水産資源管理課（程川係長）

これは漁業権なので正方位線です。

○金岩委員

正方位線であるならば、漁業者の方にわかりやすいように明示しておいた方が良くはないかと思います。方位線にはコンパス方位線もあるし、漁業者の方は、コンパス方位線の方が馴染み深いかもしれませんし、コンパス方位線は、場所によって変わりますので。

○水産資源管理課（程川係長）

漁業者の方は、漁業権の図面等で場所は把握されている方が多いと思います。従来からこの書き方にしてありますが、今後少し考えたいと思います。

○金岩委員

今年どうこうというのではなく、毎年のことですから。

もう1点、この内容に関する話とは少しずれるのですが、このしじみの資源評価的には現状はどうかのでしょうか。

○水産資源管理課（程川係長）

決して資源が回復しているという状況ではなく、一番獲れていた時から比べると随分減ってはいるものの、ここ数年でみると、低位安定というのが正しいかどうかはわかりませんが、減ってはいないと聞いています。

○金岩委員

そういう状況ですね。それは隻数を減らしているという意味では良いのかと思います。資源管理を積極的にやっていくという考え方だと関係者機関に対して県としては、できるだけ努力量を減らすような方向性で、こういう隻数の制限といったところも積極的に働きかけても良いのかなと考えています。

○大瀬会長

他にご意見はございませんか。

ないようでしたら、議案2につきまして、県原案どおりとしてよろしいでしょうか。

○委員

（異議なし）

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案2については、県原案どおりとされたい旨答申いたします。

続きまして、協議事項1「第五種共同漁業権に係る令和7年度目標増殖量の事前協議について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料3をご用意ください。新任の委員の方もお見えになりますので目標増殖量について、少し説明をさせていただきたいと思っています。3-34 ページに漁業法を抜粋したものを添付させていただいています。

目標増殖量については、漁業法第168条において、「内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ免許してはならない」と規定されて

います。また、同法第 171 条第 3 項において、「内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する」と規定されていることから、当委員会が毎年その年度の目標増殖量を決定し、各漁業権者である漁業協同組合に通知するとともに、県公報に公示しています。

3-3 ページから 3-19 ページまで「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」と「目標増殖量に係る増殖実施報告要領」を添付しています。

まず、目標増殖量の取扱方針について説明させていただきます。

3-3 ページをご覧ください。

2 目標増殖量の算定方法として、魚種ごとに定める。算定方法は別に定めるとあります。まず魚種ごととありますが、あゆとあゆ以外に分けています。

あゆの算定方法は、3-5 ページ別記 1 になります。

1. あゆは約 1 m²に 0.6 尾がなわばりを持つといわれ、漁協の平瀬及び早瀬の面積から生息可能尾数を算出します。

2. 放流後の生存率を 70%、1 尾 7 g として、生息可能尾数から生息可能量を算出します。各漁協により、経営状況も異なることから、あゆの遊漁料の直近 3 か年の平均をあゆの増殖費用の直近 3 か年の平均を除いた数値により、増殖調整係数を決定し、各漁協の目標増殖量を算出しています。

あゆ以外の魚種は、3-6 ページ～3-7 ページの別記 2 になります。3-20 ページ以降に添付してありますいずれかの漁協の算出シートとあわせて見ていただくと、わかりやすいかと思います。

まず①は、放流事業に要した経費の直近 3 か年の平均です。②で賦課金、行使料、遊漁料、協力金、補助金等の経常的収入の直近 3 か年の平均値。③が②で算出した数値に 0.5 を掛けた標準放流事業費となります。漁協により差はありますが、経常的収入の半分を放流事業にあてることが妥当であるとの判断です。①の放流事業費と③の標準放流事業費の少ない方を④基準放流事業費として 0.6 を掛けたものを⑤目標増殖費となります。0.6 という数値は水産資源である漁業権の魚種の維持、回復のためには、少なくとも実放流事業費の 6 割程度を目標増殖量費とすることが不可欠であるとの考えからです。⑤目標増殖費を①実施放流事業費で除したものが⑥目標増殖負担率となります魚種ごとの直近 3 か年の平均実放流量に⑥目標増殖負担率を掛けたものが、目標増殖量となります。

3-3 ページにお戻りください。各漁協が増殖される大半が種苗放流です。しかし、種苗放流以外でも増殖効果が期待できる手法を、3 種苗放流以外の増殖効果の評価として、(1) 産卵床の造成、3-4 ページになりますが、(2) 汲み上げ放流や、(3) 卵放流を評価の対象としています。

各漁協が放流等を実施した場合、3-10 ページ以降にある増殖実施報告要領により、内水面漁場管理委員会会長あてに報告してもらっています。

今説明させていただいたものが現在の「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」です。3-4 ページの附則を見ていただくと何度もこの委員会で議論を重ねて改正していただきました。

古くは、それまで過去の放流実績のみを基準に設定していた目標増殖量を平成 10～11 年に見直しを行い、その後、何度かの見直しを経て、平成 23 年にこの取扱方針がまとめられ

ました。それ以降も増殖調整係数の見直し、細分化や放流稚魚の換算重量、種苗放流以外の増殖措置の評価について改正されてきました。

最近の令和4年1月には、あゆの算定方法の増殖調整係数を5段階から10段階への細分化や今年度には昨年9月にあまごの発眼卵放流について小委員会を開催し、検討していただき、それまで対象であったあゆの卵放流にあまごも対象とする改正を行ったところです。

これらをもとに、令和7年度の目標増殖量を算定しました。あゆの目標増殖量については、3-2ページのA3横が算定一覧表です。ここで2か所訂正をさせていただきたいと思っています。上段のアルファベットのI欄、増殖調整係数R6年度のところです。中村川漁協0.15を0.1。櫛田川第一漁協も0.15を0.1に訂正をお願いします。

あゆ以外については、3-20ページから3-33ページまで漁協別の算定表となっています。

これらすべての魚種の一覧表が3-1ページになります。こちらには漁協別でそれぞれ上段が本年度令和6年度の数量、下段が令和7年度の数量案で増減のあった箇所の下線を引いています。

あゆについては、桑員河川漁協が令和6年度640 kgから令和7年度970 kgに増加、中村川漁協が140 kgから210 kgに増加、名張川漁協が750 kgから1210 kgに増加、青蓮寺川香落漁協が100 kgから80 kgに減少、長瀬太郎生川が380 kgから340 kgに減少。櫛田川第一漁協が60 kgから150 kgに増加、大又川飛鳥五郷漁協が520 kgから460 kgに減少となりました。

あゆ以外の魚種について増加はなく、中村川漁協のあまごなど6漁協の7魚種において減少となりました。

本日ご協議いただいた目標増殖量については、3-4ページの取扱方針の4（目標増殖量の事前協議）により、各漁協に対し、数量を示して意見を聴取する予定です。また、先ほど説明させていただいたとおり、取扱方針を今年度改正したいところですので、あわせて漁協へ意見をお聞きしたいと考えています。次回の委員会では漁協から提出された意見についてご検討いただき、令和7年度の目標増殖量を最終決定いたします。

事務局からは以上です。

ご協議よろしくお願いします。

○大瀬会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご意見はございませんか。

○栗田委員

質問ですが、実際にこれによって放流効果が上がっているかどうか。どのように把握しているのでしょうか。

○事務局（葛西主査）

事務局の方に、報告要領による放流に関する写真や納品書等の証拠書類を添付して報告していただき、目標増殖量をクリアしているという確認をさせていただいています。

○栗田委員

放流したときに実際に見積もりというか放流効果が上がっているのか上がっていないのかという確認は漁協では遊漁者にアンケート取るとか、今年は少なかった、獲れなかったけど、多く放流したとかあるいは組織放流みたいな方法をとっているとか、放流効果が上がっているものをどのように確認しているのかをお聞きしたいと思いました。

○事務局（小林事務局長）

内水面事務局では、直接そういう調査等を行っておらず、放流実績のみ報告いただいているというかたちになっています。

○栗田委員

放流効果の確認はされてきてないってことですね。他県でも、そのような調査はやっていないのですかね。

今までこの計算式を変えたりしているということは、放流実績、放流効果が上がらないから、上げるために計算し直したりしてきたのかなと思ったのですが。特にそういう放流効果から逆算して計算式を変えていったというわけでもないということですね。

上がっているなら良いですが、上がっていなかったらあまり意味がないと思いました。何か把握する方法を作った方が良いのかなと思いますけど調査するとなると費用もかかるしなかなかできないと思いますので。例えば、奇数年は1割減らして偶数年は1割増す、波をかくようにして、釣人から今年はたくさん釣れたとか釣れなかったとかアンケート取って、その波どおりになるなら、例えば放流効果が上がっているなとか、それならあまり費用もかからないし、そのようにより釣人に喜んでもらって漁協も収入が多くなるようになるなら、もう少し科学的にやった方がいいのかなという気がしました。

○金岩委員

この一部の河川で私個人的に時期別にどれくらいあゆの放流種苗個体が混じっているかを調査したことがあります。

基本的に漁期の最初の方、解禁直後は放流種苗によって支えられています。だから放流をやめたら、解禁直後の遊漁の可能性はかなり低くなるというのはわかっています。ただその放流効果を見るというのは大変難しく、その天然遡上の値変動が激しいですよ。そうすると、先ほど言われたような1年おきにやってもそれが天然遡上によるものなのか、放流の効果によるものかというのは、その時期的な部分はたぶん見られます。その解禁直後にあまり釣れなくなるというのを、極端にある年は放流やめて、ある年は放流やるといったら、明らかに6月などはほとんど遊漁にならないレベルにまで下がると考えられます。そういう意味では放流効果はあるのですが、一方で、きちんとした放流効果の検証というのは、やる必要はあると思います。

気になるのは、Gの生息可能量は基本的には生息面積の方が変わらない限り各河川で固定になっているはずですが、Oの実放流量が、この生息可能量よりも超えている漁協もあります。県がこう定義している生息可能量以上の放流をしていて、そこに当然天然遡上もあるわけですから、過大な放流になっているのではないかと思います。ターゲットの部分

が違うので、その早い時期のために放流しているというのもあるので、それが一概に悪いということはないのですが、この目標増殖量の設定とともに、漁協指導としてあまり過大な放流というのは、天然側の個体群を弱めることになるので目標増殖量というのは基本的には天然資源の維持、内水面漁業は、個体群が海面よりも少ないので、目標増殖量に則して考えると天然個体を抑制するような放流になってしまっていると本末転倒になるので、そのあたりは県から、指導していただけたら良いのではないかと常々思っています。

こいに関しては、長い間放流していないですね。元々の個体群維持のために放流を制限しているという第五種共同漁業権の意図に反して、目標増殖量が設定されず放流しないとなっているにも関わらず、じゃあ個体群はどうなっているのか、これは実験的に検証できるはずです。つまり漁業は行われていて、目標増殖量も含めて放流は基本的にはされていないはずですね。漁業権が設置されているところでこいの個体群は減っているのか。減っていないのなら、そもそも目標増殖量はいらないのではないかと思います。コイヘルペスウイルスが流行って以来こいの放流はやってないと思います。

目標増殖量の見直しをする、考え方の見直しをするという意味でも、使えるデータがそろそろ溜まってきているはずですから、それで別に減少してないのであれば、こいの目標増殖量自体もっと減らしてもいいのかもしれないので、そういったことも検証していただければいいのかなと思います。

○栗田委員

あゆの種苗はどこ由来のものですか。地元の川の遡上してくるものですか。

○大瀬会長

基本的には今までは琵琶湖産を使っていますね。宮川上流には、種苗センターがありますので、静岡から仕入れていると思います。

○栗田委員

遺伝的には湖産あゆですか。

○大瀬会長

海産もあります。どちらも使っています。

○栗田委員

釣人には湖産の方が追いがいいので人気があるけど、あまり再生産には関与していないという論文もあり、県によっては地元産を優先に使うように指導しているところもあるのですが、その辺は三重県では問題にはなっていないですか。

○大瀬会長

ありますけど卵を作るところが少ないです。たぶん静岡と栃木くらいしかないです。どうしてもそこから卵を入れていますから、そういうことはおこります。

○栗田委員

改善の余地はないのでしょうか。

○大瀬会長

改善の余地はあるかもしれません。私も専門家ではないのでわかりませんがそういうことでやはり弊害は出ていますね。

○勝木職務代理者

これを見ますと、ありがたいことに名張川は非常に増殖している状況で数字が出ていますが、私共の河川は基本的には湖産を中心に入れています。琵琶湖産で放流することによって、上下全部ダブルですので当然海へ帰えないわけで、陸封された湖産あゆが産卵してあがってくるという想定の中かで放流を続けていました。

私も放流担当になって約 20 年になるのですが、失敗したときもありますが、ほぼ成功してきました。3 年ほど前から海産を少し入れることにしました。海産といいますか和歌山の紀ノ川で獲ったあゆを 200 kg くらい入れています。残りは湖産というかたちをとっていますが、あゆが善し悪しというより業者による善し悪しが、非常に大きいというのが私が今まで経験した部分ですので、湖産だから戻らないのではなくて、湖産でないと戻らない産卵しないという理解してやっています。

○栗田委員

湖産の方が再生産ですか。

○勝木職務代理者

海産は 3 年くらい前からしか入れていないのですが、その以前から陸封されてふ化した遡上あゆ、要するにダム湖産ですね。それがあがってくる量が非常に昔からに多いです。3 年前までは湖産以外は入れていませんでしたから、そこに私らが理解できない部分の人工産が混じっていた可能性はありますが、基本的には湖産だから帰るという意識を続けています。だから先ほどおっしゃったように、湖産は帰らないという感じは訂正していただきたいというふうに思います。

○栗田委員

各県によって違うのですね。

○金岩委員

県とあと水系ですね。

種苗放流の目的が解禁直後の遊漁をあげる目的であると割と大型で先に身体が大きくなるものを放流することになるので釣獲率が非常にあがります。そうすると秋の下りあゆになる頃にはもう放流したものがほとんど混じっていない。

○栗田委員

釣られてですか。

○金岩委員

そうです。逆にいえばその分天然が残されることになるので、天然の産卵量をあげている効果はあるかもしれません。だから放流することによって、産卵数自体は増えているかもしれませんが、直接的ではなく間接的効果になっていることもある。放流したことによって産卵量がどれくらいあがっているか、別に放流個体自体が産卵しなくても、あげられている可能性はあります。その放流個体が釣られて、天然が守られるかたちになってそれを水系毎かつ本格的な調査を毎年しないとこれに反映させるような数字は、出せないと思われます。そういう議論は、僕自体も最初のころにやりましたが、具体的に入れられてない理由はそういう部分で。生息可能数に対して、増殖調整係数が大きな割合で入ってほぼこれで決まるみたいになっているので、生物的なところというよりは、漁協経営といったところがかかなりウェイトを占めるようなかたちで、漁協や遊漁者の実態を入れるみたいなかたちの仕組みの決め方になっている。おっしゃられるとおり、何年かに一度くらいは見直しをした方がいいと思います。生息可能面積ですが水害等で、申請があれば変えるようなことが書いてありますが、どの河川の状況だって以前と比べたら、流れ自体も変わっていると思います。そういうのが全然反映されていないので見直しスケジュールなどを例えば 10 年に 1 回の漁業権の更新のときには調査して見直しますというのを入れてもいいかなと個人的に思います。

○垣外委員

いろいろ論議されていますが、実態的としてはそういうのはどこで仕入れるか経済的な問題もあり、選択する余裕ありません。近隣の漁業組合あるいは他府県の漁業組合と情報交換しながら、どこがよかったのか、遊漁者の数で一目瞭然に釣果の出ているところがわかりますので。

それと面積について、ドローンを使用して調査すれば、やはりうちの川でももっと狭まっているのではないかと。目標増殖量云々よりも、やはり河川の水量の状況が一番ではないかなと現場は思っています。建設事務所は防災対策で河川を修理されるのですが、重機で入って作業するのでやはり魚についてはよろしくない。解禁日の 9 時になっても釣れなかったものが、投網、刺し網、張り網ですとクーラーボックスいっぱい獲れます。魚はいないとかいろんな論議をしますが、やはり魚はいる。釣れないというふうなこと。きれいな石に縄張り争いしているような姿もみえない。でも解禁日になるとたくさんあゆを獲って帰られる。と聞いているので、やはりその縄張り意識を持つような苔、石、水がないのかなと我々現場ではそのような話が往来しています。今そういう効果的な問題がありましたが、現場ではそういう研究をして、1 円たりとも無駄なお金を使わないように、限られた数量のなかで有効な放流場所を変えたりしてやっています。

○大瀬会長

栗田委員、いろいろな現場からの意見もありましたので、ご理解いただけますか。

○栗田委員

はい。

○垣外委員

目標増殖量算定方法の②経常的収入のなかの協力金というのは、何か定義があるのですか。県の指導もあって現場は協力金なんて使っていないと思いますけどね。

○大瀬会長

3年くらい前にある漁協で問題があって、河川の土木業者から協力金をいただいていたことがだめということになった。

○垣外委員

3年前から県の指導もあってやめていますので、文言だけですが、また検討していただきたらと思います。

○金岩委員

公表される資料であれば、ここに協力金と書いてあるのは、県が発注する工事ではなくて、他にあるかもしれませんが、別の言葉にするか、等と入れるか、括弧の中身全部なくすか。誤解のないように文言をあらためた方がいいですね。

○大瀬会長

事務局で検討をお願いします。

○事務局（葛西主査）

はい。わかりました。

○三谷委員

基本的な質問で申し訳ないのですが、先ほど面積はあきらかに減っているというのと、河川改修工事等の話がありましたが縦割り行政のようなものなのかなとは思いますが、あらかじめ漁協には、こことここは工事しますよと必ず話が入ったうえで、承認を得て行っている工事であることは確かなのですよね。そこだけ確認したかったのですが。

○大瀬会長

県の担当者から工事はすべて漁協に連絡され、説明されています。

○三谷委員

あゆにかなり影響するから、やめてもらえないかいうことは、通らないものなんですか。

○大瀬会長

通りませんね。

○三谷委員

そうですか。カナヘビの保全を沖縄県でやっているのですが、同じようなことがあって、研究者は希少なカナヘビがいる場所をなかなか明かさない。それが土木の方に共有されていないからどんどん開発が進んでいくという悪循環が起きています。縦割りの弊害と思うのとそこで生きている、その川をよりどころにしている方もたくさんいらっしゃるわけで、そこはなぜ県の方は通らないとなってしまうのですかね。結局ものがいなくなったらただの水が流れている水路と一緒になってくると思ってしまうのですが。

○金岩委員

それは防災、人命との兼ね合いで嫌とはいえない。そこが難しいところですね。

○三谷委員

ほぼ決まった上で、漁協にこられても、反対しても通らないというのはわかりますが、決まる前にこういうやり方がいいのではないかという協議はされているわけですか。

○垣外委員

やはり事前に協議があって、濁水は出さない、河川環境の維持向上これは当然県に言って県から土木業者に言っておられると。ただいろんな申し入れはするのですが、今も頭首工の全面改修を3年がかりでやっているのですが濁水を出さないようにどのような工事をするのか現場でいろいろ協議するのが実態なので、やはりもっと早い時期から方針時期は決まっていると思うので、そこにも漁業の関係者を入れるようにと口頭ではありますけども要望はしています。頭首工には魚道がついているのですが魚道はそのままとってそこに付けるだけで、まったく変わらないので。その頭首工は魚道、河川のど真ん中にある。やはり魚がもうちょっと横にあって、右岸が左岸があって良いのではとかいろいろそういうふうなことも漁協側から県にもその情報は提供していますし、わかりました。検討しておきます。と言われています。国交省の管理する頭首工については、はいというふうな返事してもらったというふうに聞いておりますので。我々もその極力連合会の方に学識経験者の方がみえますのでそういった方に入ってもらって改善しています。

○三谷委員

わかりました。ありがとうございます。

○金岩委員

三重県の河川整備計画流域委員会に漁協の関係者が今入っていません。ここが発注工事のどういう計画を立てるかいう最初のところかどうかまではわかりませんが、決定をしている機関だと思います。傍聴があれば聞きにいけるのですが、漁協や水産業を営む方の意見というのを直接、委員として意見をいうということが今できていないので、そうしたところに入れていただければ可能なのではないかなと思いますので、そのような制度作りというのを考えていただけたらと思います。

あと細かいことですが、資料の3-3ページと3-5ページに。*アスタリスクがあります

が何への注意ですか。位置がずれているし、どれの*アスタリスクかわからないので注で1番2番と付けるとか整理していただければと思います。

○事務局（葛西主査）

アスタリスクの位置もずれてわかりにくくなっていますので修正させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○大瀬会長

他にご意見はございませんか。

それでは、協議事項1につきましては、今回協議のあったとおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○大瀬会長

全員異議がないようですので、協議事項1については、今回協議された案により、各漁業者に意見照会することとします。

続きまして、報告事項1「漁業法第90条に基づく、資源管理の状況等の報告（内水面）について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料4の4-1ページをご覧ください。令和7年1月15日付け、農林水第24-4273号で三重県農林水産部長から「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（内水面）について」報告がありました。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（福田主任）

この報告は令和4年度の漁業法の改正以降毎年1回ずつ、漁業権免許者、内水面の漁業者から県に報告書を提出していただいて、その内容を委員会に報告することになったものです。今回は、4-1ページに記載のとおり、令和5年度の報告になってきます。続いて4-2ページをご覧ください。各内水面の漁協から共同漁業権における資源管理の状況等の報告として資料提出されたものを確認させていただいているものです。細かい内容については、4-3ページ、4-4ページをご覧ください。そちらの方で各漁協から提出いただいた報告書の内容を県で取りまとめたものになります。提出いただいた書類のなかで増殖の実態や遊漁券の販売状況、行使規則の遵守状況等、またカワウ対策や河川清掃等の漁場保全活動について、どのようなことをされているか。その資料をもとに検証させていただいた

結果、特に問題はありませんでした。

説明は以上です。

○大瀬会長

ただいまの説明のありましたことについて、ご意見はございませんか。

ないようですので、次に進みます。

それでは、報告事項 2「第 20 回全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 5 をご覧ください。第 20 回全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会が 11 月 14 日（木）に山梨県甲府市において、W e b 併用で開催され、当時の浅尾会長と事務局の葛西が現地参加しました。

5-1 ページの次第をご覧ください。5 議事の第 1 号議案「令和 7 年度提案項目（案）について」から第 4 号議案まで資料 1 から資料 7 まで添付しています。

令和 7 年度提案項目における重点項目として、三重県の委員会の意見として 5-37 ページのとおり提出しました。中日本ブロック内でのとりまとめが 5-44 ページにあります。結果的には、回答数の多い項目から選択されました。

追加提案項目・意見として、三重県の意見として提出しました内容が 5-85 ページと 5-86 ページです。

あと、三重県に関連する事項として、5-98 ページのとおり、令和 7 年度からの役員として、大瀬会長が副会長理事を務めることが決定しました。

また、水産庁管理調整課の鶴澤課長補佐から 5-102 ページからの資料 8「都道府県漁業調整規則の改正について」の情報提供、さらには、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所の坪井主任研究員から 5-107 ページからの資料 9「市民科学者としての釣り人：サケ科魚類における資源モニタリング」の話題提供がありました。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

ただいまの説明について、なにかご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○大瀬会長

それでは、その他事項（1）「次回の委員会日程等について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

本日協議をしていただきました令和 7 年度目標増殖量については、各漁協へ意見照会を

し、出された意見等をもとに、次の委員会で令和7年度目標増殖量を決定し、三重県公報において、告示することになります。

そのようなスケジュールを考慮しますと、次回の委員会につきましては、令和7年3月3日（月）から3月12日（水）の間で開催したいと考えています。

本来は後日メール等でご都合をお伺いしておりますが、今回は開催間隔が短いため、本日この場で開催日を決定していただきたいと思いますのご都合はいかがでしょうか。

○大瀬会長

ありがとうございます。提案された日程でご都合を伺います。

（調整後、3月5日（水）10時から、場所は内水面漁場管理委員会委員室に決定。）

以上で、本日の議案審議は、終了いたしました。

これをもちまして、委員会を閉会します。